

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業実施要綱

平成29年12月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等が外出する際に利用する路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成することにより、幅広く高齢者等の移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満70歳以上で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許（小型特殊自動車免許を除く。）を受けていない者
- (2) 市内に住所を有する防府市心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱（昭和56年4月1日制定。以下「福祉タクシー助成事業実施要綱」という。）第2条に規定する対象者
- (3) 市内に住所を有する満65歳以上で、道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書又は山口県内の警察署長が発行する運転卒業証、山口県警察が発行する運転卒業生サポート手帳その他の同法第104条の4第2項の規定に基づく免許の取消しを受け、免許証を返納したことを証する書面（以下「運転経歴証明書等」という。）を交付されている者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定において、福祉タクシー助成事業実施要綱第4条に規定する福祉タクシー利用券の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度は、助成対象者となることができない。ただし、障害程度が非該当となる他特段の事由により福祉タクシー利用券を返還した者は、この限りでない。

(助成の内容)

第3条 助成対象者へ行う助成は、防府市内で路線バス又はタクシーに乗車又は降車する場合の運賃（タクシーについては、小型車、中型車及び福祉車両

の時間距離併用制運賃に限る。) について、次の各号に掲げる区分のいずれかによるものとし、当該区分に掲げる表に応じ、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券(様式第4号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(1) 路線バス乗車1回毎の運賃(運賃の割引があった場合には、割引後の運賃)に対して、200円を上限として助成券1枚につき100円を助成するもの 別表1

(2) 路線バス又はタクシー乗車1回毎の運賃に対して、次のいずれかを助成するもの 別表2

イ 路線バスの運賃に対して、助成券1枚につき200円

ロ タクシーの運賃に対して、1,000円を上限として助成券1枚につき200円又は2割のうちいずれか多い金額

2 前項の規定において、別表1及び別表2に掲げる交付基準月は、助成対象月(前条に掲げる助成対象者の要件に該当することとなる日の属する月)と申請日の属する月のいずれか遅い月とする。

3 第1項第2号ロの規定において、同号の助成を受けることとなった2人以上の助成対象者が同一のタクシーに乗車し、このうち2人以上の助成対象者が助成券を使用する場合には、この規定に関わらず、当該助成券を使用する助成対象者それぞれに、タクシーの運賃に対して、200円又は2割のうちいずれか多い額を助成する。ただし、助成券を使用できる人数は4人までとし、助成額の総額は2,000円を上限とする。

4 助成券の有効期限は、助成券発行年度の年度末までとする。

(助成券の交付申請と同意)

第4条 助成対象者又はその代理人は、前条の助成券の交付を受けようとするときは、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券交付申請書及び同意書(様式第1号)に、助成対象者又はその代理人の身分証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定において、提出の日以前に防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者証(様式第3号。以下「対象者証」という。)を交付されている者については、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券交付申請書及び同

意書（更新用）（様式第2号）に対象者証を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定において、第2条第1項第2号に該当する者は、福祉タクシー助成事業実施要綱第4条に規定する障害者手帳等を提示しなければならない。
- 4 第1項の規定において、第2条第1項第3号に該当する者は、運転経歴証明書等を提示しなければならない。
- 5 第1項の申請書は、当該年度の初日の前日までに助成対象者となる者は、その前年度の別に定める日から提出できるものとする。ただし、当該年度の初日以降に助成対象者となる者は、当該月以降に提出できるものとする。
- 6 助成対象者は、助成券の交付に必要な住民基本台帳の閲覧及び障害者手帳等並びに心身障害者福祉タクシー利用券の交付状況を調査することについて同意しなければならない。

（助成券等の交付）

第5条 市長は、申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象者証及び助成券を交付するものとする。

- 2 対象者証を紛失又は毀損したときは、対象者証を再交付することができる。
- 3 助成券は、同一有効期限内は再交付しない。ただし、助成券を毀損したときは、当該毀損した助成券と引換えに、同一枚数の新しい助成券と交換することができる。

（利用及び助成方法）

第6条 前条の規定により助成券の交付を受けた助成対象者（以下「利用者」という。）は、市と防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業契約を締結した路線バス運行事業者及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）が運行する路線バス（高速バスを除く。）及びタクシーで助成券を使用することができる。

- 2 利用者は、路線バスの利用時に助成を受けようとするときは、降車するときに乗務員に対して対象者証を提示し、助成券の乗車日欄に乗車年月日を記入の上、運賃箱に入れるものとする。
- 3 利用者は、タクシーの利用時に助成を受けようとするときは、乗車前に乗

務員に対象者証を提示し、降車するときに1乗車につき助成券1枚を乗務員に手渡すものとする。

4 乗務員は、前項の場合において対象者証の提示がなかったときは、利用者に対象者証の提示を求め、対象者証の提示がない場合は、助成券の使用を拒否しなければならない。

5 事業者は、受領した助成券の所定の欄に、この要綱に基づく契約の内容に基づき、必要事項を記入しなければならない。

6 助成券にかかる事業者への支払は、契約に基づき行うこととし、事業者は防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業請求書（様式第5号）にて市長に請求するものとする。

（助成券等の返還等）

第7条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその関係人は、速やかに対象者証及び助成券を返還しなければならない。

（1） 利用者が死亡又は転出したとき

（2） 利用者が第2条に規定する助成対象者に該当しなくなったとき

（3） 助成券が不用になったとき

（不正利得の返還等）

第8条 市長は、利用者が偽りその他不正な行為又は市長が不相当と認める事由により助成券の交付を受け、又は使用したときは、当該利用者に対し、対象者証及び未使用の助成券の返還を求め、又は不正に使用した助成額について返還させることができる。

（資料の提出）

第9条 市長は、事業の適正化を図るため、事業者に、乗車記録等、利用状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、平成30年3月12日から施行する。

(防府市高齢者等外出支援助成事業実施要綱の失効)

- 2 防府市高齢者等外出支援助成事業実施要綱（平成29年1月13日制定）は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、防府市高齢者等外出支援助成事業実施要綱（平成29年1月13日制定）の規定によりなされた手続及びその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続及びその他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に、防府市高齢者等外出支援助成事業実施要綱（平成29年1月13日制定）の規定により交付された高齢者等外出支援助成対象者証は、この要綱第4条第2項に規定する対象者証とみなす。

(準備行為)

- 5 この要綱の規定による助成に係る申請その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 1 号)

交付基準月	助成券交付枚数
4月	96枚
5月	88枚
6月	80枚
7月	72枚
8月	64枚
9月	56枚
10月	48枚
11月	40枚
12月	32枚
1月	24枚
2月	16枚
3月	8枚

別表 2 (第 3 条第 1 項第 2 号)

交付基準月	助成券交付枚数
4月	48枚
5月	44枚
6月	40枚
7月	36枚
8月	32枚
9月	28枚
10月	24枚
11月	20枚
12月	16枚
1月	12枚
2月	8枚
3月	4枚

(宛先) 防府市長

年度 防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券交付申請書及び同意書

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券の交付を申請します。

助成券の種類 (いずれかに○)		・バスのみ	・バス・タクシー共通
助成対象者	氏名		
	生年月日	年	月 日
	住所	防府市	
	電話番号		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 有 () 級) ・ 無	
運転免許証の有無		有 ・ 無 ・ 小型特殊自動車免許証のみ有	
免許証を返納したことを証する書面		運転卒業証・運転卒業サポート手帳・運転経歴証明書・その他 ()	
高齢者等バス・タクシー運賃助成券の交付申請にあたり、助成券の交付に必要な住民基本台帳の閲覧及び障害者手帳等及び心身障害者福祉タクシー利用券の交付状況を調査することについて同意します。			(同意チェック) <input type="checkbox"/>

申請者・助成対象者 (代理人が申請する場合は、代理人に一切の権限を委任します。)

氏名 _____

※ 本人以外が申請する場合は、下記に代理人についての事項を記入してください。

代理人 住所 _____

氏名 _____

助成対象者との続柄 _____

電話番号 _____

【※処理欄】 (以下は記入不要です)

身分証明	区分	交付番号	H	受付者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 経歴証明書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 職員証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C※押印	助成券番号		

(宛先) 防府市長

年度 防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券交付申請書及び同意書 (更新用)

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券の交付を申請します。

【対象者証】 交付番号・氏名	番号	H	氏名
助成券の種類 (いずれかに○)	・バスのみ		・バス・タクシー共通
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳の有無	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 有 (級) ・ 無		
氏名・住所・電話番号の 変更の有無	・ 無 ・ 有 (変更があった事項を以下に記載してください)		
変更があった事項	ふりがな 氏 名		
	住 所	防府市	
	電話番号		
対象者証の再交付	・ 無 ・ 有 (既存の対象者証が発見された場合、速やかに届け出ること)		

高齢者等バス・タクシー運賃助成券の交付申請にあたり、助成券の交付に必要な住民基本台帳の閲覧及び障害者手帳等及び心身障害者福祉タクシー利用券の交付状況を調査することについて同意します。	(同意チェック) <input type="checkbox"/>
---	--------------------------------------

[受領書] 防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券を受け取りました。

氏 名 _____

※ 本人以外が申請する場合は、下記に代理人についての事項を記入してください。

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

助成対象者との続柄 _____

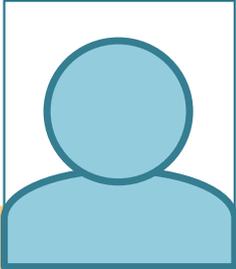
電話番号 _____

【※処理欄】 (以下は記入不要です)

身分証明			区分	助成券番号	受付者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 運転手帳	<input type="checkbox"/> 経歴証明書	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C※押印		
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 障害者手帳			
<input type="checkbox"/> 職員証	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 対象者証			
<input type="checkbox"/> その他 ()					

様式第3号

(おもて)

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者証	
	交付番号
	氏名
上記の者は、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者であることを証明します。	
発行日	防府市長 

(うら)

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者証			
交付番号		防府市長	
注意事項			
1 バス・タクシーを利用するときは、顔写真付きの証と併せて必ずこの証を乗務員に提示してください。			
2 この証及び助成券は、本人のみ使用できます。(譲渡、売買、複製はできません。)			
3 死亡、転出その他の事由により、助成対象者でなくなった場合は、この証及び助成券を返還してください。			
年度	助成券No.	年度	助成券No.

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券

バス専用

助成券No.

この券を使用するときは、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者証を必ず乗務員に提示してください。

1回の乗車につき、2枚まで使用できます。

この券の有効期間は、年月日から年月日までです。

この券は、お一人につき1年に1冊のみのお渡しとなります。

(うら)

(助成券の使用に関する留意事項)

- 1 1回の乗車につき、2枚まで使用できます。
- 2 市内で乗車または降車する場合に使用できます。
- 3 支払いは現金のみです。
- 4 高速バスには使用できません。
- 5 この券は本人以外、使用できません。
- 6 この券を他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 7 利用資格を喪失した場合は、速やかに助成券を返還してください。
- 8 この助成券は再交付できません。(ただし、毀損の場合に限り、毀損した助成券と引換えに、同一枚数の助成券と交換できます。)

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券

バス専用

助成券No.	No.
乗車日	年 月 日
助成額	¥ 100
有効期限	年 月 日

(留意事項)

※1回の乗車につき、2枚まで使用できます。

※おつりはできません。

※市内で乗車または降車する場合に使用できます。

※本人のみ使用できます。使用する場合は対象者証を提示してください。

発行者 防府市長



防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券

バス・タクシー共通

助成券No.

この券を使用するときは、防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成対象者証を必ず乗務員に提示してください。

1回の乗車につき、1枚のみ使用できます。

この券の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

この券は、お一人につき1年に1冊のみのお渡しとなります。

(うら)

(助成券の使用に関する留意事項)

- 1 1回の乗車につき、1枚のみ使用できます。
- 2 市内で乗車または降車する場合に使用できます。
- 3 バスで使用する場合、支払いは現金のみです。
- 4 高速バスには使用できません。
- 5 この券は本人以外、使用できません。
- 6 この券を他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 7 利用資格を喪失した場合は、速やかに助成券を返還してください。
- 8 この助成券は再交付できません。(ただし、毀損の場合に限り、毀損した助成券と引換えに、同一枚数の助成券と交換できます。)

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成券

バス・タクシー共通

助成券No.	No.
乗車日	年 月 日

タクシー 助成券	乗降場所	~
	メーター運賃	¥
	市助成額	¥ (事業者割引 有・無)
	会社・車両番号	/

バス助成券

助成額

¥200

(留意事項)※おつりはできません

有効期限

年 月 日

発行者

防府市長

年 月 日

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業請求書

(宛先) 防府市長

請求者 住 所
事業者名
代表者

防府市高齢者等バス・タクシー運賃助成事業に係る助成金を、下記のとおり
請求します。

記

請 求 金 額	円	
利 用 月	年 月分	
内 訳	別紙参照	
支 払 先	振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合
		支店・店・支所・出張所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人 (カキで記入)	

※使用済の助成券を添付してください。